

調整指数表

項目	番号	条件	指数	採点		
				母	父	
加算指数	個人加算	就労状況	1	2		
			2	20		
	世帯加算	家庭状況	3	5		
			4	10		
			5	8		
			6	6		
			7	4		
			8	5		
			9	10		
		10	12			
		11	3			
		12	1			
		13	1			
		障がい	14	3		
			15	2		
	16		2			
	17		1			
	児童の状況	18	20			
		19	10			
		20	5			
		21	3			
		22	2			
		23	0			
		24	2			
減算指数	個人減算	就労	25	▲2		
			世帯減算	同居祖父母等	26	▲10
	滞納	27			▲5	
		28		▲10		
		29	▲20			
その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)等の特殊事情					

調整指数の加減算は、基準指数に対して行い、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。

※1 番号1、2は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。

※2 番号14～17は重複して加算しないものとする。

■利用調整指数について(例)

- ・父が月20日以上1日8時間以上の就労をしている場合……基準指数20
- ・母が月16日以上1日6時間以上の就労をしている場合……基準指数16
- ・祖父母が同居していない場合……調整指数 1
- ・兄弟姉妹が保育所に在園している場合……調整指数 2

基準指数 調整指数 合計指数(試算)

$$\square + \square = \square$$

$$20 + 16 + 1 + 2 = 39 \text{点と なります。}$$

※調整指数の減点により、利用調整指数がマイナスとなる場合については、0点とする。

■入所の選考について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合には、利用調整が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。